

第14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する十分な知見を有する者が少なくなっている。一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有し、医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他に、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を指導することができる感染制御医師（ICD）や感染管理看護師（ICN）などの感染管理の専門家及びそれらで構成されるチーム（ICMAT）、災害時に避難所等の感染対策に当たる専門家チーム、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材等、多様な専門性を有する人材の必要性が高まっている。このことを踏まえ県等は、国が関係団体や関係学会と連携を図り、実施する資質向上・維持のための研修等を活用するとともに、研修等の人材育成に資する取組を実施するなど、感染症に関する幅広い知見や研究成果を医療現場に普及させる役割を担う人材を養成し、感染症の予防に係る人材を確保するよう努める。また、大学医学部をはじめとする医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させることが求められるため、県等はこれに協力する。

2 県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

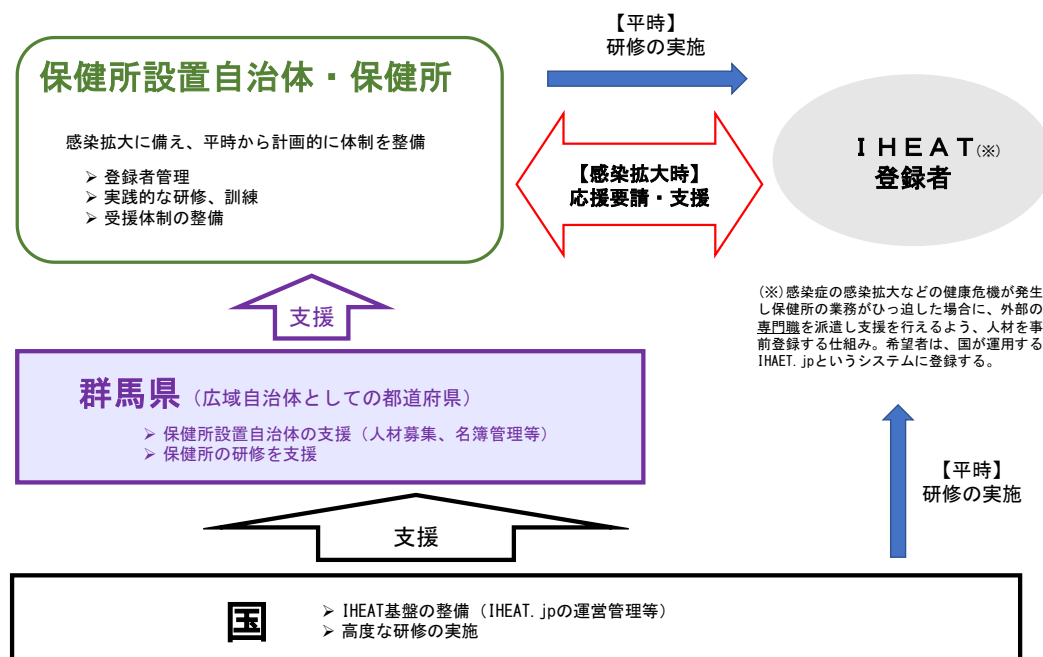
- (1) 県等は、感染症に関する学会や国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J⁵⁴）等に保健所及び衛生環境研究所の職員等を積極的に派遣し、感染症に関する最新の知識や技術を有する人材の育成を図る。
- (2) 県等は、感染症に関する講習会等を開催し、保健所及び衛生環境研究所の職員等に対して感染症に関する最新の知識や技術を普及する。この際、国が行う研修会等の修了者を講師にするなどの人材の活用を図る。
- (3) 県等は、研修会への職員の派遣や講習会等の開催に当たって、職員が幅広くかつ体系的に知識や技術を習得できるよう、中長期的な研修計画を策定する。
- (4) 県等は感染症指定医療機関や一般の医療機関に従事する医療関係者に対し、平時から国や県主催の感染症診療及び感染予防対策に係る研修の受講機会を提供し、感染流行初期段階には、当該感染症の性状を加味した実務的な研修（人工呼吸器研修やECMO研修等を想定）も実施することで、県内医療機関内における感染拡大防止及び感染症医療の充実を図る。

⁵⁴ Field Epidemiology Training Program Japanの略。

- (5) 県等は、研修等の受講により感染症に関する知識や技術を習得した職員について、保健所や衛生環境研究所等において有効に活用する。
- (6) 保健所設置市及び県保健所は、感染症有事体制に構成される人員を対象に、全員が年1回以上受講できるよう、実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を実施する。
- (7) 県等は、I H E A T要員の確保や研修、I H E A T要員との連絡体制の整備やI H E A T要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、I H E A T要員による支援体制を確保する。
保健所においては、平時から、要員への訓練等の実施やI H E A T要員の支援を受けるための体制を整備するなどI H E A T要員の活用を想定した準備を行う。
- (8) 県は、保健所設置市との事前の調整に基づき、保健所設置市の実施するI H E A T研修に対し、必要に応じて講師派遣や共催等による支援及び企画への助言等を行う。
- (9) 保健所は、保健所支援を行うI H E A T要員に対し、県等と連携して、訓練等を年1回以上開催する。また、保健所が実施する研修を受講したI H E A T要員に対し、県等は国が実施する感染症の高度な研修等の受講を促す。
- (10) 県は、D M A TやD P A T⁵⁵等の隊員に対し、国が実施する災害及び感染症医療の確保に係る研修の受講を促すほか、災害及び新興感染症に対応できる隊員の確保・育成に向けて、研修や訓練を実施する。

⁵⁵ Disaster Psychiatric Assistance Team の略。自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。

【図17 I H E A T概要図】



3 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等に対し、新興感染症の発生を想定した必要な研修及び訓練を実施すること又は国、県等、医療機関、大学並びに団体等が実施する当該研修及び訓練に医療従事者を参加させることにより、体制を強化する。

また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等に派遣できるように平時から研修や訓練を実施する。

4 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。

5 関係機関及び関係団体との連携

県等は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用に努める。また、県等は、感染症指定医療機関をはじめとする医療機関等に対して、感染症にかかる医療従事者向けの講習会の実施や動画配信を行うなどにより、平時から連携する。

連携協議会委員等からの意見・要望

- ・今は感染管理看護師（ICN）を中心として感染対策をやっており、病院も体制を整えている。行政には、3年間行ってきた知識や経験を残してもらい、風化しないよう、研修の場を用意してほしい。
- ・新興感染症発生当初の何もわからないときに誰がどう対応するかを決める必要がある。初期の段階から積極的に関与できる人材を育てない限り、一部の医療機関に対応が偏ってしまう。
- ・長期的に感染症専門医を育成する制度を構築して、群馬県の感染症診療のレベルを上げなければならない。
- ・県内で感染対策に従事する感染症専門医の育成・増員について支援をお願いしたい。
- ・新興感染症等に係る看護職員等の確保のため、医療機関と県との協定締結等による体制構築及び災害支援ナースの感染症を含む新カリキュラムでの研修受講を円滑に進める必要がある。
- ・平時から、感染症に係る適時適切な研修会について、看護職を含めた必要な職種に対し実施する必要がある。
- ・医療機関に対する感染症予防教育を行わなければならない。
- ・感染症学会と連携しながら、専門医を育成していく必要がある。
- ・高齢者施設等へ派遣する医師も、対応するレベルによって誰を出すかなどを、あらかじめ決めておくべき。
- ・学会が認定する感染症専門医を増やすというよりも、感染症診療を目指す医師を受け入れる窓口（体制）が必要。
- ・学会の専門医は、専門医機構が元の専攻科の要件を限定してしまったため、それを目指しているのではない。県と協力して、最初に受け入れる体制を充実させたい。
- ・専門家育成は重要だが、専門家でなくても感染症について深く理解した医療従事者を多く養成しておくことも大切。
- ・看護職員の感染症に関する人材の養成及び資質の向上のため、研修環境を整備してほしい。